

船舶事故調査報告書

令和元年7月3日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）
委員 田村 兼吉
委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成30年7月19日 23時10分ごろ
発生場所	宮崎県細島港東方沖 日向枇榔島灯台から真方位097° 7.2海里（M）付近 （概位 北緯32° 27.0′ 東経131° 52.3′）
事故の概要	漁船第八事平丸は、漂泊中、また、漁船第十二徳信丸は、南進中、両船が衝突した。 第八事平丸は、船長が負傷し、操舵室左舷壁の破損等を生じ、また、第十二徳信丸は、船首部外板の亀裂等を生じた。
事故調査の経過	平成30年11月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第八事平丸、19トン MZ2-2（漁船登録番号）、有限会社事平丸 17.30m（Lr）×4.00m×1.50m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数160、昭和59年5月11日 B 漁船 第十二徳信丸、19トン MZ2-3141（漁船登録番号）、西良水産有限会社 17.41m（Lr）×4.05m×1.95m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数160、平成元年7月29日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 52歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和61年5月22日 免許証交付日 平成27年8月31日 （令和3年5月21日まで有効） B 船長B 男性 40歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成14年5月20日 免許証交付日 平成28年8月22日 （令和4年5月19日まで有効）
死傷者等	A 軽傷 1人（船長A） B なし

損傷	<p>A 操舵室左舷壁に破損、左舷ブルワーク頂部に剝離等</p> <p>B 船首部外板に亀裂、船首部錨台に破損</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
事故の経過	<p>A 船は、船長Aほか2人が乗り組み、まき網船団の運搬船として、平成30年7月19日20時30分ごろ、細島港東方沖の漁場に向け、法定灯火及び船団の標識灯を表示し、宮崎県延岡市島浦島の島野浦漁港を出港した。</p> <p>船長Aは、約7ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で南進し、A船より速い灯船が先に宮崎県門川町枇榔島東方沖の漁場に到着していたので、灯船の西方約0.75～1Mのところで漂泊し、操業開始まで待機することとした。</p> <p>船長Aは、レーダーを0.75Mレンジに切り替え、半径0.25Mの範囲内に他の船舶がないことを確認した後、23時05分ごろ船首を南東方に向けて漂泊を開始し、主機駆動による発電機を運転して操舵室の両舷外壁に各1個及び操舵室上方の2個の作業灯を点灯させた。</p> <p>船長Aは、1～2分間甲板上の片付け作業を行った後に操舵室に戻り、操舵室右舷側の椅子に腰を掛け、同室船尾側にある電圧計を確認しようとして左側から振り向いたところ、操舵室左舷後部の窓越しに、B船の船首部が約20～30mの距離に見えた。</p> <p>A船は、船長Aが何も措置を採ることができず、23時10分ごろ操舵室左舷壁とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、損傷及び負傷の状況について船長Bと連絡を取った後、僚船に本事故の発生を漁業無線で連絡し、来援した僚船と共に自力で航行して島野浦漁港に帰った。</p> <p>船長Aは、腰部及び背部の痛みがあったので翌日に病院を受診し、胸椎捻挫及び腰椎捻挫と診断された。</p> <p>B船は、船長Bほか2人が乗り組み、まき網船団の運搬船として、20時10分ごろ、細島港南東方沖の漁場に向け、法定灯火及び船団の標識灯を表示し、島野浦漁港を出港した。</p> <p>船長Bは、操舵室前部で立った姿勢で出港操船を行った後、島浦島の東方沖に至り、針路を南方に向けて自動操舵を設定し、操舵室右舷側の椅子に腰を掛けた。</p> <p>船長Bは、約6knの速力で南進中、目視及び1.5Mレンジで表示させていたレーダーにより見張りを行っていたところ、A船が左舷側を追い越して行き、前路を横切って徐々に右舷船首方に離れて行く状況を認めた。</p> <p>船長Bは、右舷船首方約1～1.5Mを先行していたA船が左転してB船の針路上に交差してくるように見えたので、A船と接近しない</p>

	<p>ように自動操舵の針路設定ボタンを数回押して少し右に針路を変更した後、椅子に腰を掛けた姿勢で見張りを続けていたところ、いつしか居眠りに陥った。</p> <p>船長Bは、ガリガリという大きな音で目を覚まし、船首部の錨台がA船の操舵室に突き刺さるように衝突したことを知った。</p> <p>船長Bは、損傷及び負傷の状況について船長Aと連絡を取った後、僚船に本事故の発生を漁業無線で連絡し、来援した僚船と共に自力で航行して島野浦漁港に帰った。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船、写真3 B船操舵室の椅子 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、漂泊を開始する際、周囲5～6Mの範囲に約40～50隻のまき網漁船がいたので、0.25Mよりも遠方の映像は気にしておらず、ガードリング等の接近警報を使用していなかった。</p> <p>船長Aは、本事故発生の約20～30分前にB船を追い越しており、B船がA船の船尾方を追走していることを知っていたが、B船が同業漁船であり、危険はないと思っていた。</p> <p>船長Aは、ふだんの漂泊中、レーダーによる見張りを行い、接近する他船がいれば移動して避けるなどしていたが、本事故当時、周囲に他船がないことを確認してから漂泊したので、しばらくは接近する他船がないと思い、甲板上の片付けや電圧計の確認などの作業を行っていた。</p> <p>船長Aは、約20～30mの距離でB船に気付いたが、主機を発電機駆動用として運転していたので、直ちに推進器を回して移動することはできなかった。</p> <p>船長Bは、ふだん、1日に平均約5時間の睡眠及び帰航中に約1時間の仮眠を取っており、本事故当時の出港前もふだんどおり睡眠を取っていたので、疲労や眠気を感じていなかった。</p> <p>船長Bは、前路にはB船よりも速いA船しかおらず、後方にもB船より遅い僚船しかいなかったもので、安心して気が緩んでしまったと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、ふだんの航行中、眠気を感じていない場合でも、時々椅子から立ち上がってたばこを吸ったり、コーヒーを飲んだりしていたが、本事故当時は椅子に腰を掛けて見張りを続けていた。</p> <p>船長Bは、操業を終えて帰航中には、疲れや眠気を感じるもので、いつも1時間程度他の乗組員と操船を交代して仮眠を取っていた。</p> <p>船長Bは、ふだんからレーダーのガードリング等の接近警報を使用していなかった。</p> <p>B船の操舵室の椅子は、自動車用の椅子を移設したもので、肘掛けはなく、背もたれを倒すことはできなかった。</p> <p>A船及びB船は、汽笛を装備していなかった。</p>

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A 船は、細島港東方沖で漂流中、船長Aが、接近する他船はいないと思い、甲板上の片付け作業等を行いながら漂流を続けたことから、接近するB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、漂流を開始する際、レーダーで半径0.25Mの範囲内に他の船舶がないことを確認したこと、及び後方を追走しているB船が同業漁船であり、危険はないと思っていたことから、漂流を開始してしばらくは接近する他船はいないと思っていたものと考えられる。</p> <p>B船は、細島港東方沖を自動操舵により南進中、単独で操船中の船長Bが居眠りに陥ったことから、前路で漂流を開始したA船に向かう針路で航行を続け、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、椅子に腰を掛けた楽な姿勢で見張りを続けていたこと、及びB船よりも速いA船以外前路に他の船舶がいなかったことから、安心して気の緩みが生じ、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、細島港東方沖において、A船が漂流中、B船が南進中、船長Aが、接近する他船はいないと思い、甲板上の片付け作業等を行いながら漂流を続けたため、接近するB船に気付かず、また、単独で操船中の船長Bが居眠りに陥ったため、前路で漂流を開始したA船に向かう針路で航行を続け、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操船者は、自動操舵により航行中であっても、時々椅子から立ち上がるなどして覚醒水準を保つこと。 ・ 操船者は、眠気を払拭できない場合、他の乗組員と操船を交代すること。 ・ 漂流中であっても、レーダーを活用するなどして常時適切な見張りを行い、十分に余裕のある時機に移動するなどの衝突を避けるための措置を採ること。 ・ 長さ12m以上の船舶は、海上衝突予防法の規定に基づいて汽笛を備えること。

付図1 事故発生経過概略図

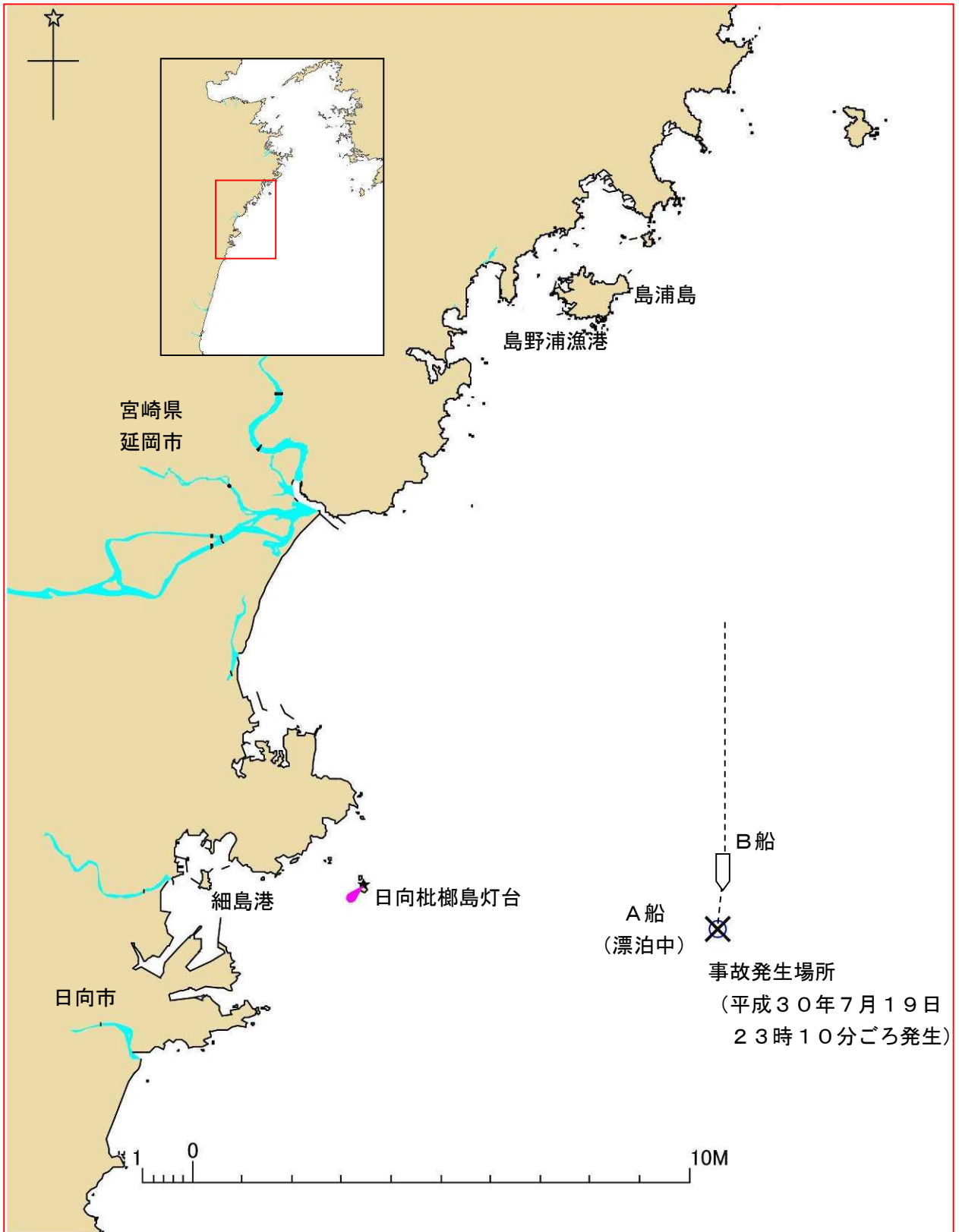


写真1 A船



写真2 B船



写真3 B船操舵室の椅子

